

令和6年度美馬市民間施設クーリングシェルター指定要領

1 目的

改正気候変動適応法により、暑さ指数の予測値が35以上になった場合に発表される「熱中症特別警戒アラート」が新設され、同アラートの発表時に開放する「指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）」を市町村長が指定できるとされたことを受け、市が「健康増進に関する連携協定」を締結している大塚製薬株式会社と連携し、クーリングシェルターとして開放することができる美馬市内の店舗等の施設を指定するための要領を定める。

2 クーリングシェルターの指定と開放期間

(1) 指定の要件

応募があった店舗等のうち、次の要件を満たすものを、市長がクーリングシェルターとして指定する。なお、指定を受けた店舗等については、その概要を市が広報紙やホームページ等で公表するものとする。

- ① 適当な冷房等の設備を有していること。
- ② 3人以上の利用者が休息できる椅子等を設置できること。

(2) 指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日から令和7年3月31日までとし、クーリングシェルターの指定を受けた店舗等を有する事業者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

(3) 指定の解除

指定を受けた店舗等が(1)の要件を満たさなくなった場合または指定を受けた店舗等を有する事業者から指定の解除の申し出があった場合は、(2)の期間中であっても、市長は指定を解除するものとする。

また、指定を受けた当該店舗等がクーリングシェルターとしてふさわしくないと認められる場合、市長は指定を解除することができる。

(4) 開放の期間

クーリングシェルターとして店舗等を開放する期間は、指定の日から令和6年10月23日（水）までとし、令和7年度以降は、毎年度、4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。

3 熱中症対策協力事業者の認定とその役割

(1) 熱中症対策協力事業者の認定

クーリングシェルターの指定を受けた店舗等を有する事業者を、市が「熱中症対策協力事業者」（以下、「協力事業者」という。）として認定し、認定証を交付する。

(2) 協力事業者の役割

協力事業者の役割は次の①から⑦のとおりとする。なお、電気使用料等、クーリングシェルターの開放に当たって必要な経費については事業者の負担とする。

① 協力事業者は、2（4）の期間中、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、その対象日にクーリングシェルターとして指定された店舗等を、冷房等の機器を運転した状態で開放するとともに、避難者が椅子等に座って休息することができる環境を整えるものとする。ただし、店舗等の休業日や営業時間外においてはその限りでない。

② 店舗等において避難者に対して飲料の提供が可能な協力事業者は、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、その対象日に、避難者に対して、市が予め当該店舗等に配布したイオン飲料（500ml）を1日1人当たり1本を限度として提供する。

なお、イオン飲料を避難者へ提供した場合、提供の翌日をめぐり、オンラインで市に提供本数等を報告するとともに、期間終了後に残余のイオン飲料を市へ返却するものとする。

また、当該店舗等に冷蔵庫等の冷蔵できる設備がある場合には、対象日においてイオン飲料の冷蔵に協力するものとする。

③ 協力事業者は、2（4）の期間中、「熱中症特別警戒アラート」が発表されていない場合であっても、常時または「熱中症警戒アラート」の発表等の状況に応じて、クーリングシェルターとして指定された施設を開放することができる。

④ 協力事業者は、2（4）の期間中、施設の入口等に、市または大塚製薬株式会社が提供したポスターやのぼり等を掲示するものとする。ただし、店舗等の休業日や営業時間外においてはその限りでない。

⑤ 協力事業者は、2（4）の期間中、市または大塚製薬株式会社が提供した啓発用資料を施設の来場者等が容易に持ち帰ることができるよう、店舗等の内部の適当な場所へ配置するものとする。

⑥ 協力事業者は、市と大塚製薬株式会社が共催する「熱中症対策健康会議」に出席することができる。（代表者以外の代理出席可。）

⑦ 協力事業者は、希望に応じて、代表者及び従業員に対し、大塚製薬株式会社が提供する「熱中症アンバサダー養成講座」を受講させることができる。

4 募集期間及び応募方法

クーリングシェルターの募集期間及び応募方法については次のとおりとする。

(1) 募集期間

令和6年4月8日（月）から令和6年9月30日（月）まで随時受け付ける。

(2) 応募方法

次の内容をオンライン上のフォーム（トラストバンク株式会社のLogoフォームを使用。）に入力することにより応募する。なお、次の①から⑨については公表、⑩から⑬については非公表とする。

- ① 店舗等の名称
- ② 店舗等の所在地
- ③ 休憩場所の概要（建物内の位置や年齢制限等利用上の注意事項等を入力。）
- ④ クーリングシェルター開放可能日時（期間、曜日、時間帯等を入力。）
- ⑤ 受入可能人数
- ⑥ 協力可能な内容（イオン飲料提供の可否を含む。）
- ⑦ 事業者名（会社名等を入力。）
- ⑧ 店舗等の問合せ先（電話番号、電子メールアドレス等を入力。）
- ⑨ 店舗等のホームページURL（ホームページがある場合に入力。）
- ⑩ 担当部署等名称
- ⑪ 担当者氏名
- ⑫ 担当部署等所在地
- ⑬ 担当部署等連絡先（電話番号、電子メールアドレス等を入力。）

5 その他

クーリングシェルターを利用した避難者が店舗等に損害を与えた場合であっても市は損害賠償の責任を負わない。